

石巻市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和6年3月28日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- |          |  |
|----------|--|
| 1 監査対象団体 | 石巻市震災遺構指定管理グループ  |
| 2 監査対象範囲 | 令和4年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行   |
| 3 監査対象施設 | 石巻市震災遺構大川小学校及び石巻市震災遺構門脇小学校<br>(所管課：総務部震災伝承推進室)                           |
| 4 監査期間   | 令和6年1月19日から同年3月28日まで   |
| 5 監査場所   | 石巻市監査委員事務局及び現場   |
| 6 監査結果   | 令和4年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び証拠書類に基づき事務処理状況を試査したところ、適正でした。 |